

その遺言書

法務局が預かります



自筆証書遺言書保管制度は、

1通3,900円!!

申請手数料
3,900円のみ
で、保管料は
かかりません。

管理上のトラブルなし!!

遺言書の紛失・
亡失・改ざん等
を防ぐことがで
きます。

検認不要!!

家庭裁判所に
おける検認が
不要です。

自筆証書遺言書保管制度について

1 遺言書について

遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて、法的な効果を持ちます。

相続であなたの意思を実現させるためには、遺言書が必要です。



相続人以外に財産を譲りたい人がいる。

不動産を相続人の共有でなく、相続人の一人に相続させたい。



いつ、なにが起こるか分からないから万が一のために備えたい。

自分が亡くなった後、残された家族が財産で争わないようにしたい。



お世話になった人に財産を残したい。



遺言書には主に自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類があります。法務局に預けることができるのは自筆証書遺言によって作成された遺言書です。

	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人(15歳以上)が遺言書の全文(財産目録を除く。),日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。 証人は不要 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与の下,2名以上の証人が立ち会って行う。 公証人は,遺言能力や遺言の内容の有効性確認,遺言内容の助言等を行う。 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合,公証人が出張して作成できる。
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で厳重に保管	公証役場で厳重に保管
費用	不要	保管申請手数料は3,900円(申請時のみ)	財産の価格に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡時の通知制度	なし	あり	なし

※公正証書遺言に関するご相談は、公証役場へお問合せください。

2 本制度について

自筆証書遺言には、一人で作成でき、手軽で自由度が高いというメリットがあります。しかし、自筆証書遺言による遺言書は、本制度ができる前は、自宅などで保管されることが多かったことから、以下のような問題点が指摘されていました。

紛失・改ざん
・破棄・隠匿
のおそれ

方式不備で
無効になるおそれ

相続人に遺言書の
存在が知られないまま
遺産分割がされるおそれ

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、上記の問題点を解消する方策として、公的機関（法務局）で自筆証書遺言による遺言書を保管する制度が創設されました。

本制度が創設されたことにより、

法務局で厳重に
保管することから
紛失・改ざん等の
おそれがない

法務局職員が
遺言書に
方式不備が
ないか確認

※本制度は遺言書の有効性を保証するものではありません。

相続開始後、
法務局に遺言書が
保管されている旨を
相続人等に通知する

さらに、本制度の遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。

また、相続開始後は、相続人等からの遺言書の閲覧や証明書の交付請求等に対応いたします。

遺言書を法務局に預けるという選択肢が増えたことで、より安心して自筆証書遺言による遺言書を作成することができるようになりました。